



当院における厚生労働省告示に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」「ホームページ掲載が必要な施設基準一覧」は、下記のとおりです。

◆ 当院は厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出ください。

◆ 当院は、下記の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長へ届出しています。

- 小児食物アレルギー負荷検査
- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

◆ 当院は、下記の施設基準に適合しています。

- アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

◆ 当院は、下記の指定医療機関です。

- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関

◆ 保険診療にかかる時間外等加算について

土曜日の午後0時以降は休日等加算がかかりますのでご了承ください。

◆ 長期処方について

当院では患者様の状態に応じ、医師の判断により28日以上長期処方の対応が可能です。

◆ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、マイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整えており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

正確な情報を取得・活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願い致します。

◆ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組などを実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を積極的に行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。

◆ 選定療養について

令和6年10月1日より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発医薬品最高価格帯の差額の2分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではありません。選定療養は調剤薬局でのお支払いとなります。

※長期収載品とは、後発医薬品のある先発医薬品で後発医薬品収載から5年経過しているものや、後発医薬品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目のことです。

※選定療養とは、保険診療と保険外診療を合わせて行うことが出来るようにした制度の一つで保険外診療にあたります。